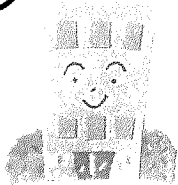


? 会社をやめたら健康保険はどうなるの

ケース1

☆再就職先の健康保険等に加入します



ケース2

☆引き続き健康保険の任意継続に加入します

被用者保険の任意加入

会社などに勤めた人が一定の条件を満たせば、引き続きその保険に入ることができます。

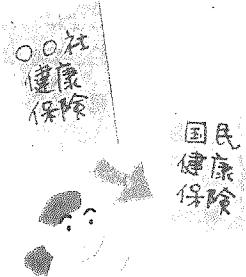
ケース3

☆国民健康保険に加入します

手続きに必要なもの

- 健康保険の資格喪失連絡票
- 年金帳
- 印かん

※14日以内に市区町村の担当窓口へ届け出ください。



継続療養費について

健康保険の被保険者期間が1年以上ある人は、退職するときに健康保険で診療していたけがや病気について、申請により退職後も継続して受診することができます。

保険証は一世帯に1枚交付されます。

保険証がもう1枚必要なとき 修学や長期の出張などで他の市区町村などに住むような場合は、国保に申請するともう1枚(印)の印のついた保険証が交布されます。

国民健康保険係からのお知らせ

国保に加入するとき

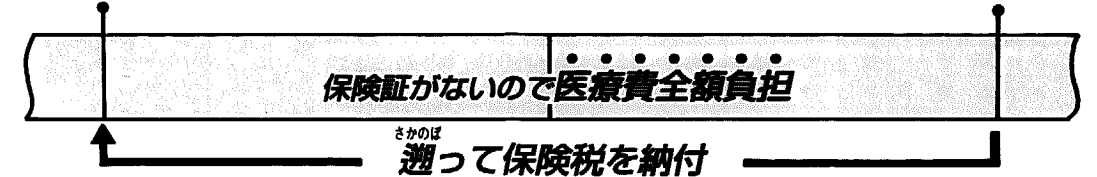
例えば加入の届け出が遅れるとこんなトラブルが...

1997年9月に会社をやめて1997年11月に国保の加入の届け出をした場合



1997年9月(国保加入資格発生)

1997年11月(届け出をしたとき)



国保の大切な財源である保険税は、国保の加入の届け出をした1997年11月から納めるのではなく、**国保加入資格が発生した1997年9月までさかのぼって**、届け出をしていなかった期間の保険税もあわせて納めていただくなくてはなりません。

このようなことにならないためにも14日以内に加入の届け出をお願いします。

? 国民健康保険の加入者が会社に入ったら

会社の健康保険等に加入します

手続きに必要なもの

- 健康保険の資格取得連絡票や会社の健康保険証などの資格を証明するもの
- 国民健康保険の保険証
- 年金帳
- 印かん



国民健康保険のお問い合わせは
保健衛生課
☎82-5714
まで

国保に加入したり、国保から脱退するときは

国保をやめるとき

例えば届け出が遅れるとこんなトラブルが...

新たに加入した職場の健康保険等と国保とで、二重に保険税を納めてしまうことがあります。

会社に勤めたりして、国保の資格がすでにないのに、国保の保険証で医者にかかった場合。国保で負担した医療費(かかった費用の7割または8割分)は、国保にお返ししていただきますので、ご注意ください。



加入者が役場保健衛生課国保係に届け出をしなければなりません。